

## 多野藤岡医療事務市町村組合公式インスタグラムに関する運用規程

### 1 趣旨

この規程は、多野藤岡医療事務市町村組合（以下「組合」という。）の情報（公開講座、スタッフ紹介、リクルート等）を幅広く発信し、効果的な広報活動を行うことを目的として、多野藤岡医療事務市町村組合公式インスタグラム（以下「公式インスタグラム」という。）を適正に運用するために必要な基本事項を定めるものとする。

### 2 用語の意義

- (1) インスタグラム 画像や短時間動画を共有する無料のSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）のことをいう。
- (2) アカウント インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザーネームをいう。
- (3) ユーザーネーム インスタグラムでユーザーを検索する際に、アカウントを識別するための要素として利用される英数字で構成された名称をいう。
- (4) ポスト インスタグラムに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リポスト 他のユーザーのポストを利用して再投稿することをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。
- (7) いいね ポストに対してユーザーが「いいね」と感じた際に、ハート型のボタンをクリックすることで意思表示をすることができる機能をいう。
- (8) コメント 他のユーザーのポストに自由に書き込むことのできる記事をいう。
- (9) ダイレクトメッセージ ユーザー間で送受信可能な非公開メッセージをいう。
- (10) なりすまし アカウント情報をコピーしてアカウントを作成し、投稿内容もコピーして投稿するといった悪質なアカウントをいう。

### 3 公式インスタグラムの運用管理

- (1) アカウント名 fujioka\_general\_hospital
- (2) アカウント URL [https://www.instagram.com/fujioka\\_general\\_hospital](https://www.instagram.com/fujioka_general_hospital)
- (3) アカウント管理者は、広報委員会の事務局を所管する課長とする。
- (4) アカウント管理者は、次に掲げる業務を行う。
  - ア 公式インスタグラムのアカウントの登録、変更、削除及びパスワードの変更に關すること。
  - イ 公式インスタグラム上でポストする内容に関する指導・助言に關すること。
- (5) ポスト担当者は、広報委員会の事務局とする。
- (6) ポスト担当者は、次に掲げる業務を行う。
  - ア 公式インスタグラムのポストに關すること。
  - イ 公式インスタグラムに關する全体的な調整に關すること。
  - ウ 不適切なポスト及びコメント等の削除に關すること。
  - エ 公式インスタグラムのなりすまし対策に關すること。
  - オ その他公式インスタグラムの運用に關すること。
- (7) 公式インスタグラムで発信する情報には、次に掲げる事項を含んではならない。
  - ア 公序良俗、法律・法令等に違反するもの

- イ 事実と異なる情報、正否の確認できない嘘や迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるもの
  - ウ 政治活動、選挙活動、宗教活動及びこれらに類似する内容
  - エ 基本的人権、知的財産権（著作権、商標権等）、肖像権及びプライバシーを侵害するもの
  - オ 個人や法人を誹謗中傷するもの及び不利益を与えるもの
  - カ わいせつな内容
  - キ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）により制限されている事項
  - ク その他、アカウント管理者が不相当と判断するもの
- (8) 公式インスタグラムでは情報発信のみを行うものとし、他のアカウントのフォロー、いいね及びリポストは行わない。ただし、組合と密接に関係がある公共機関等の公式アカウントについては、この限りでない。
- (9) 他のユーザーとのダイレクトメッセージでのやり取りは行わない。
- (10) ウィルス攻撃等の脅威への対策として、信頼性のない利用者とのつながりの設定や掲載されているリンク先を開くことは行わない。

#### 4 情報発信の承認

公式インスタグラムにポストする際には、アカウント管理者の事前の承認を受けるものとする。

#### 5 なりすまし対策

公式インスタグラムに関してのなりすましを避けるために、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 公式インスタグラムのアカウントページへのハイパーリンクを公立藤岡総合病院(以下「病院」という。)の公式ホームページ上に掲載し、公式インスタグラムの情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
- (2) この運用規程を病院の公式ホームページ上に掲載し、公式インスタグラムのプロフィール欄に病院の公式ホームページ上のコンテンツURLを記載する。
- (3) 公式インスタグラムのなりすましを発見した場合は、インスタグラムの提供事業者や当該アカウント管理者に削除を依頼するとともに、公式インスタグラムや病院のホームページ等でなりすましが存在する旨を告知し、注意喚起を行う。

#### 6 投稿コメント・フォロワーの削除

ポスト担当者は、第三者からの投稿コメント及びフォロワーが以下に該当すると判断した場合、投稿コメントの削除及びフォロワーの削除等を投稿者及びフォロワーに予告なく実施できるものとする。

- (1) 個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (2) 組合又は第三者の名誉、信用等を傷つけ、又は誹謗中傷するもの
- (3) 著作権、商標権、肖像権等の組合又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (4) 他のユーザー、又は第三者になりすますもの
- (5) 法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの

- (6) 公序良俗、法律・法令等に違反するもの
- (7) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (8) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (9) 人権、思想、身上等の差別又は差別を助長させるもの
- (10) 事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現を含む不適切なもの
- (13) 組合の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 組合の発信する内容に関係のないもの
- (15) その他アカウント管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 7 個人情報取り扱い

本アカウントで取得した個人情報については、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例（平成18年条例第2号）に基づき取り扱うものとする。

## 8 知的財産権

本アカウントで投稿する全ての情報（写真、文章、動画等）に関する知的財産権（著作権等）は組合に帰属するものとする。

## 9 免責事項

公式インスタグラムの運用における免責について、次のとおり定めるものとする。

- (1) ユーザーが公式インスタグラムを利用したこと、又は利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても、組合は一切責任を負わないものとする。
- (2) ユーザーにより投稿されたコンテンツ（コメント・写真・動画等）について、組合は一切責任を負わないものとする。
- (3) 公式インスタグラムに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、組合は一切責任を負わないものとする。

附 則

この規程は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。